

○石垣市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱

平成20年9月2日

告示第147号

(趣旨)

第1条 この要綱は、石垣市が発注する公共工事等の品質の確保を図るため、石垣市財務規則(昭和58年石垣市規則第2号)第104条の規定に基づき、建設工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に最低制限価格を設定するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 最低制限価格を設定する契約は、原則として、予定価格が1,000万円以上の建設工事及び予定価格が200万円以上の委託業務(測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。)とする。

(平27告示110—1・一部改正)

(最低制限価格の範囲)

第3条 最低制限価格の設定は、建設工事では予定価格の10分の7以上とする。委託業務では予定価格の10分の6(地質調査業務にあつては10分の6.6)以上とする。また、最低制限算定価格の計算は別紙1のとおりとする。

(平24告示21・全改、平27告示163・平28告示61・令6告示258・一部改正)

(最低制限価格の公表)

第4条 最低制限価格は、落札者を決定した後、速やかに公表する。

(平21告示71・追加)

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年告示第71号)

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第146号)

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成24年告示)

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成27年告示第110—1号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第163号)

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第61号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年告示第159—4号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第227—1号)

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

附 則(令和6年告示第258号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年告示第310号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別紙1(第3条関係)

(令6告示258・全改、令6告示310・一部改正)

(最低制限算定価格の計算)

第1 最低制限算定価格は、原則として次の各表により定める割合に予定価格を乗じて得た額を参考とする。

(1) 建設工事の場合

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

ア 直接工事費に10分の10を乗じて得た額とする。

イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額とする。

ウ 現場管理費に10分の8を乗じて得た額とする。

エ 一般管理費に10分の7を乗じて得た額とする。

(2) 委託業務の場合

次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その割合が10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の6.6に満たない場合にあっては10分の6.6とするものとする。

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分	—

			の5を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務 (建築設計及び監理業務)	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の7.5を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務(磁気探査業務含む)	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
現場技術業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額